

A R D F 競技の実施方法

1 総則

1-1 目的

この実施方法は、A R D F 競技大会実施規程第2条の規定に基づき、連盟主催の地方及び全日本競技大会におけるA R D F 競技の実施方法を定めることを目的とする。なお、支部競技大会及び連盟の公認競技大会においては、この実施方法を準用するものとする。

1-2 競技部門

競技大会は、次の部門を設けるものとする。ただし、競技大会の開催日が1日の場合は、いずれかの1部門とすることができます。

- (1) 3. 5 M H z 帯部門
- (2) 1 4 4 M H z 帯部門

1-3 競技クラス

各競技部門の競技クラスは、競技者（身体障害者の場合は、介護者を含む。以下同じ）の性別及び年齢により、次のクラスとする。

女性 (W)	男性 (M)	年齢
W 1 2	M 1 2	大会開催日を含む学校年度に小学生である者
W 1 5	M 1 5	大会開催日を含む学校年度に中学生である者
W 1 9	M 1 9	大会開催年の12月31日現在、20歳未満
W 2 1	M 2 1	制限なし
W 3 5		大会開催年の12月31日現在、35歳以上
	M 4 0	大会開催年の12月31日現在、40歳以上
W 5 0	M 5 0	大会開催年の12月31日現在、50歳以上
W 6 0	M 6 0	大会開催年の12月31日現在、60歳以上
	M 7 0	大会開催年の12月31日現在、70歳以上

支部競技大会及び公認競技大会の場合は、必要に応じて上記クラスの細分化または統合することができる。

1-4 競技地域

競技地域は、森林地域であることが望ましい。なお、スタート、ゴール及び全てのT X の高低差は200mを超えないこと。

また、次のような場所は避けなければならない。

- (1) 競技者の身体に害を与えるような危険な場所
- (2) 通常の方向探査に支障のあるものがある場所

2 送信装置 (T X)

2-1 T X の設置場所

- (1) 5個のT Xは、それぞれ400m以上の間隔をもって設置する。

スタートの地点に最も近いT Xはスタート地点から750m以上のところに設置する。

2-4 (4) で定めるビーコンも第6番目のT Xと考えて上記規定を適用するこ

とが望ましい。

- (2) スタート地点から全ての TX を経由してゴール地点までの距離は、5～10 km とする。
- (3) (1)、(2) の距離は、3-3 (2) に掲げる競技用地図上の直線距離とする。
- (4) TXのある場所には、誰もいないようにする。なお、審判員は、TXから十分離れた適当な場所に隠れていること。
- (5) 各 TX から 4 m 以内に、フラッグを設置する。その形状は、各面が 30 cm × 30 cm を標準とする正方形の三面柱状で、各面を対角線によって二分し、白とオレンジ（もしくは赤）に色分けする。3 面のうち少なくとも 2 面は、上半分を白とする。フラッグには、探査証明用の記録器具を付ける。また、TX の番号を表示する。

2-2 TX の電波の周波数、電波の型式及び空中線電力

- (1) 電波の周波数は、「アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区分」（以下アマチュアバンド使用区分という）に従って審判長が指定する。
- (2) 電波の型式は、3. 5 MHz 帯は A1A、14.4 MHz 帯は A2A とする。
- (3) 空中線電力は、3. 5 MHz 帯は 3～5 W、14.4 MHz 帯は 0.25～1.5 W の範囲内とする。
- (4) TX の電波は、スタート位置において標準的な受信装置で受信できなければならない。

2-3 TX のアンテナの指向性及び設置方法

- (1) TX のアンテナの指向性は、水平面で無指向性であって、偏波面は、3. 5 MHz 帯で垂直偏波、14.4 MHz 帯で水平偏波であること。
- (2) 14.4 MHz 帯のアンテナは、地上 2～3 m の位置に設置することが望ましい。

2-4 TX の識別符号、電波の発射順序等

- (1) TX の電波は、同一周波数とする。
- (2) TX のモールス符号による識別符号（1 分間 45～60 字の速度）は、第 1 TX が「MOE」、第 2 TX が「MOI」、第 3 TX が「MOS」、第 4 TX が「MOH」及び第 5 TX が「MO5」とする。
- (3) TX の電波は、第 1、第 2、第 3、第 4 及び第 5 TX の順序で繰り返して発射する。なお、各 TX の送信時間は 1 分間とし、各 TX の送信の切替時間の誤差は、5 秒以内とする。
- (4) ゴール地区を明確にするため、ビーコン送信機（ビーコン）をゴール走行コースの入口に設置する。ビーコンの周波数は、TX とは異なった周波数とし、「アマチュアバンド使用区分」に従って審判長が指定する。ビーコンは、モールス符号による「MO」の連続送信（電波の型式、空中線電力及びアンテナの指向性と偏波面は、TX と同一とする）を行うものとする。
- (5) TX 及びビーコンは、スタート地区において、全ての競技者の受信装置が保管されてから送信を開始する。TX は、競技者の最終グループの競技制限時間を超えた時点で送信を停止し、ビーコンは、全競技者がゴール地点に戻るまで送信する。

3 競技者の持参装置及び競技用配布物

3-1 競技者の持参装置

競技者は、次の物を持参する。

- (1) 受信装置（アンテナを含む）
- (2) コンパス（方位磁石）
- (3) 時計
- (4) 筆記用具

注) 競技者は、地図または地図に準ずる情報の表示機能の無いGPS受信機を携行することができる。ただし、それを競技中の探査や現在位置の特定等に使用してはならない。

3-2 受信装置の条件

- (1) 競技者の使用する受信機及びアンテナは、その方式及び型式に制限はない。ただし、受信機から副次的に発する電波は、受信機から10m離れた場所において、3.5MHz帯及び144MHz帯に混信を与えるものであってはならない。
複数の受信機等を使用する場合も同様であって、所定の保管場所に事前に置いた物のみ使用できる。

- (2) 競技者は、イヤホン（ヘッドホン）をスタート前に耳に装着しても良いが、その場合はスタートの合図があるまで受信機に接続してはならない。

注) ワイヤレス式イヤホンは、Bluetoothイヤホンに限り使用できるが、使用に当っては次の事項を厳守すること。

- a. 自己使用の受信機とのペアリングのみであって、他の装置に混信を与えないもの。
- b. 装置の電源は、スタートの合図があるまで入れてはならない。
- c. ペアリングができないアナログ式等のものは使用してはならない。

3-3 配布物

競技者には、原則として次の物が配布される。

- (1) 探査証明器具（チェックカードまたはS Iカード等のIC器具を含む）
TXを探査したときの探査証明を記録するもので耐水性を考慮したもの。

(2) 競技用地図

2万5千分の1以上の縮尺の地図であって、スタート(△)、ビーコン(○)、ゴール走行コース(-----)、ゴール(◎)、磁北、及び縮尺(またはスケール)並びに給水ポイントを設ける場合はその場所が明示されているもの。なお、使用する地図は出来る限り耐水性のあるものが望ましく、1万分の1～1万5千分の1の縮尺のオリエンテーリング用を使用することが最も望ましい。

(3) ゼッケン

競技者の上半身の衣服の前後に付けて競技者を識別するもので、競技者は、明瞭に読み取れるように装着する。

4 スタート

4-1 競技情報の掲示

スタート地区では、次の情報を掲示する。

- (1) TX及びビーコンの周波数
- (2) 競技制限時間（競技地域の地形を考慮し、100～140分の範囲で審判長が決

める)

- (3) 競技クラスごとの探査する TX
- (4) 競技用地図の地図記号の凡例
- (5) 各競技者のスタート時刻
- (6) フラッグ及び探査証明用の記録器具の見本
- (7) 救護場所
- (8) 競技に使用する公式時刻を表示する時計
- (9) その他審判長が特に必要と認める事項

4-2 受信装置の保管

スタート地区には、競技者の受信装置を保管する場所を設ける。

競技者は、審判員の指示に従い、探査に使用する全ての受信装置を指示された場所に置く。ただし、イヤホン（ヘッドホン）は除く。

4-3 競技者の待機場所

スタート地区には、競技者の受信装置を保管した後、スタート呼出しまでの間、競技者が待機する場所を設ける。

4-4 受信装置等の引き渡し

- (1) 競技者は、スタート15分前に呼出しを受けた後、各自の受信装置を取り、スタート地区の審判員が指示する場所で待機するが、スタートの合図があるまでは受信装置のスイッチを入れてはならない。また、探査と紛らわしい行為をしてはならない。
- (2) スタート10分前に係員の指示で、地図配布ラインへと進み競技用地図を受け取る。
- (3) スタート5分前に係員の合図で、スタートラインへと移動する。

4-5 スタート走行コース

- (1) スタートラインから競技地域まで50～250mの長さの走行コースを設け、全区間テープ等で走行コースを明示する。
- (2) 走行コースは、競技者の参加人数が多い場合、競技者を分散させるために競技クラス別に複数設けることが望ましい。ただし、M12（W12）、M15（W15）クラスはM19（W19）クラスと同じ走行コースとする。
- (3) 走行コースの出口は、スタートラインから見えないようにすることが望ましい。
- (4) 競技者は、スタートの合図後、受信装置のスイッチを入れることができ、走行コースを通りコースの出口からTXの探査を開始する。スタート走行コース内で正当な理由無く立ち止まってはならない。
- (5) 競技者は、スタート走行コース内では探査、または探査と紛らわしい行為をしてはならない。

4-6 スタートグループ及びスタート順

- (1) スタートグループの競技者の人選及び人数は、審判長が決める。
スタートグループの編成は、各クラス1人が望ましい。
- (2) スタートグループのスタート順は、審判長が決める。
- (3) スタートグループは、5分毎にスタートさせる。

5 TXの探査及びゴール

5-1 競技クラス別のTXの探査個数

各競技クラスの競技者は、次の個数のTXを探査する。

- (1) M21 5個
- (2) M12 第3TXを除く4個、または5個
- (3) M15 M12と同じ
- (4) M19 M12と同じ
- (5) M40 第5TXを除く4個、または5個
- (6) M50 第2TXを除く4個、または5個
- (7) M60 3個、または4個
- (8) M70 3個、または4個
- (9) W12 第2TXを除く4個、または5個
- (10) W15 W12と同じ
- (11) W19 W12と同じ
- (12) W21 第4TXを除く4個、または5個
- (13) W35 第1TXを除く4個、または5個
- (14) W50 3個、または4個
- (15) W60 3個、または4個

各TXを探査する順序は、順不同でよい。

4個または5個（3個または4個）のどちらを探査するかは、競技クラスごとに審判長が指定する。M60、M70、W50及びW60は、審判長が指定するTXを探査する。なお、競技クラスを細分化あるいは統合した場合については、審判長が当該クラスに適したTXを指定する。

5-2 探査証明

競技者は、TXを探査したときは、記録器具により自ら探査証明を記録する。チェックカードを用いる場合も同様に、所定の箇所に探査証明を記録する。

5-3 ビーコン電波

ゴール地区に向かう競技者は、競技用地図とビーコン電波を利用する。

ゴール入口に辿り着いた競技者がゴール走行コースを正しく通過したことを確認するため、ビーコンに各TXと同様の探査証明記録器具を設置して、競技者に自ら通過証明を記録させるようにすることができる。その場合は次の手順に従うものとする。

- (1) 記録器具設置位置には、各TXと同じフラッグを設置する。ただし、ビーコンを示す番号または記号の表示は省略できる。
- (2) 複数の記録器具が設置された場合は、指定が無い限り任意の一つで記録すればよい。
- (3) 通過証明の記録を行った競技者は、TXの探査を終え、速やかにゴールしなければならない。
- (4) 通過証明記録が無い場合は、ゴール走行コース入口不通過とみなし失格とする。
- (5) 競技者は、ゴール走行コースの途中で通過証明の記録を忘れたことに気づいた場合には、速やかにコース外に退去し、通過証明の記録後に改めてコース入口から入らなければならない。

5－4 ゴール走行コース

ゴール地区には、ゴール走行コースを設ける。

- (1) ゴール走行コースは、ビーコンに始まりゴールラインで終わる。競技者は、ゴール走行コースを通ってゴールラインへ向かう一方通行とする。
- (2) ゴール走行コースの長さは、250m以内、入口の幅は10m以内、最後の20mはゴールラインに対し直角の直線を標準とし、全区間テープ等で走行コースを明示する。
- (3) 競技者は、ゴール走行コース入口から進入しゴールラインへ向かう場合以外は、ゴール走行コースに立ち入ってはならない。
- (4) 競技者のゴールは、ゴールラインを横切ったときが到達時刻であるが、あらかじめ、競技者自らが、記録器具を使用して到達時刻を記録するよう定められた場合は、この記録された時刻が到達時刻である。
- (5) 競技者は、ゴールラインを越えたら、その後の行動は、審判員の指示に従う。

注) ゴール走行コース入口の向きは最も重要であるが、反対側より到達した競技者が、容易にコース入口に辿り着けるような配慮が必要である。

5－5 廃権

競技者は、途中で競技を廃権した場合、必ず最寄りの審判員にその旨を申し出て探査証明器具を手渡し、ゼッケンを速やかにはします。その後の行動は、審判員の指示に従う。

6 審判員

6－1 審判員の配置場所及び人数

審判員の配置は、次の人数が望ましい。

- | | |
|------------|------------|
| (1) スタート地区 | 2人以上 |
| (2) ゴール地区 | 3人以上 |
| (3) TX設置場所 | 1箇所につき1人以上 |
| (4) 競技地域 | 5人以上 |

6－2 審判員の識別

審判員は、腕章又は記章等を付け、競技中、審判員であることが識別できるようにする。

7 表彰

7－1 競技順位の決定方法

- (1) 各競技クラスの競技者の順位は、TXの探査個数の多い者が上位となり、同数の場合は、競技所要時間の少ない者が上位となる。なお、指定されたTX以外のTXを探査しても探査個数には含まない。
- (2) 各競技者の競技成績を基にしたJARLの支部対抗及び地方本部対抗等の団体表彰を行うことができる。この場合の順位の決定方法については、あらかじめ発表する。

7－2 競技結果の発表

競技クラス毎に、順位にしたがい競技者の氏名、ゼッケン番号、競技所要時間及び探査したTXの個数を掲示して発表する。なお、失格した競技者については、失格の理由を付記する。

7-3 削除

7-4 表彰

表彰については、次のとおりとする。

(1) 全日本競技大会

a. 大会表彰　　外国のアマチュア無線連盟等から派遣された外国人選手を除く参加者を対象とし、競技クラス毎に、参加者数を確定し、それぞれの参加者数に応じて競技成績の順位により次の順位までの者に賞状等を贈呈して表彰する。

ア. 競技参加者数が10人以下の場合 3位

イ. 競技参加者数が11人から30人の場合 4位

ウ. 競技参加者数が31人以上の場合 6位

b. 特別賞　　外国のアマチュア無線連盟等から派遣された外国人選手の参加があった場合は、特別賞を設けて外国人選手を表彰することができる。

(2) 地方競技大会

a. 大会表彰　　競技クラス毎に、当該地方本部（二以上の地方本部区域を一の主催単位とする地方大会の場合は、その主催単位に含まれる地方本部区域毎）に住所を有する競技参加者を対象に、大会会長が7-4(1)に定める順位まで賞状等を贈呈して表彰する。

b. 総合賞　　大会表彰の他に、全ての競技参加者を対象に表彰することができる。

(3) 支部競技大会

適宜な方法によって表彰することができる。

7-5 異議の申し立て

(1) 競技者は、競技の結果に対して異議がある場合、その結果の発表後10分以内に文書により審判長に申し立てることができる。

(2) 競技者は、(1)の判定結果に不服があるときは、5分以内に文書により裁定長に再異議を申し立てができるが、この申し立てが最終となる。

8 注意事項

- (1) 競技者は、フェアに行動し、いかなる場合も競技大会の主催者の指示に従わなければならない。
- (2) 競技者は、自己の安全について、自ら責任を持たなければならない。
- (3) 競技者は、自然を傷つけたり、また、耕作地や柵囲いの中に入ってはならない。
- (4) 競技者は、TXに触れてはならない。
- (5) ゴールした競技者は、再び競技地域に立ち入ったり、他の競技者を援助してはならない。

9 失格事項

競技者は、競技中、次のいずれかに該当したときは失格となる。

- (1) 競技制限時間を超えたとき。
- (2) TXを全く探査できなかったとき。

- (3) 他の者から援助を受け、又は他の競技者に援助、妨害を行ったとき。
- (4) 自動車、自転車等の乗物を利用して探査したとき。ただし、あらかじめ審判長が認めたときはこの限りでない。
- (5) 他人の所有物及び財産に損失又は損害を与えたとき。
- (6) 電波の発射を行ったとき。
- (7) 競技者間で対話をしたとき。
- (8) 他の競技者に追従して TX を探査したとき。
- (9) 配布された競技用地図以外の地図を使用したとき。
- (10) 地図上に示されている立入り禁止地域に入ったとき。
- (11) 主催者が定めた競技実施方法に従って競技を行わなかったとき。
- (12) 探査証明器具を紛失したとき。

10 その他

10-1 この実施方法の改廃は、ARDF委員会の審議を経て連盟会長が行う。

附 則

この実施方法は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この改正実施方法は、平成26年4月1日から施行する。(平成26年2月4日改正)